改正の概要

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領（№40）

１　押印の廃止に伴う様式の改正（１件）

様式中から印マークを削除し、提出にあたっては必ずしも押印を要さないこととした。

２　建設業法改正等に伴う様式の改正

（１）施工体制台帳その他の様式について、特例監理技術者制度の導入に伴うものを始め、各種様式を改正した。

（２）施工体制台帳及び再下請負通知書に関する作成要領を作成したので、受注者がそれら書類を作成する際に示すこととする。

（３）施工体制台帳及び再下請負通知書に作業員名簿又はそれに準じたものを添付する必要があることから、その例として「作業員名簿」を様式に追加した。

（４）受注者が提出される様式については、ウェブサイト中「建設工事請負契約に関する提出書類等」のページに掲載している。

３　社会保険等未加入対策に関する留意事項の改正

別途公表している社会保険等未加入対策の強化に伴い、社会保険等未加入業者が一次下請業者となれないようにする取組の対象を全工事に広げるものである。

４　施行期日

令和３年４月１日

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領の一部を改正する要領

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴い、山口市の発注する建設工事について、適正な施工を確保するため施工体制の適正化にむけた取り組みについて、必要な事項を定める。 （施工体制台帳等の提出） 1　「適正な下請契約及び施工体制確保のための指示事項」（別紙１）（以下「指示事項」という。）及び社会保険等未加入対策に関する留意事項（別紙２）（以下「留意事項」という。）等の配布 　元請・下請関係の適正化の指導及び啓発を図るため、**入札執行者**は、入札公告及び指名通知時に指示事項及び留意事項を**入札者に示す**　　ものとする。また、**契約担当者は、**市工事の契約の相手方決定後においても、元請業者に対し指示事項及び留意事項を配布するものとする。 (1)「現場代理人等選任届」（工事執行規則様式第９号）の提出について 　契約金額の大小に関係なく、請負契約書と同時に提出をさせるものとする。 (2)「下請負人届予定表」（様式第１号）の提出について (ｱ)　対象工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴い、山口市の発注する建設工事について、適正な施工を確保するため施工体制の適正化にむけた取り組みについて、必要な事項を定める。 （施工体制台帳等の提出） 1　「適正な下請契約及び施工体制確保のための指示事項」（別紙１）（以下「指示事項」という。）及び社会保険等未加入対策に関する留意事項（別紙２）（以下「留意事項」という。）等の配布 　元請・下請関係の適正化の指導及び啓発を図るため、**契約担当者**は、入札公告及び指名通知時に指示事項及び留意事項を**現場説明書に添付し配布する**ものとする。また、　　市工事の契約の相手方決定後においても、元請業者に対し指示事項及び留意事項を配布するものとする。 (1)「現場代理人等選任届」（工事執行規則様式第９号）の提出について 　契約金額の大小に関係なく、請負契約書と同時に提出をさせるものとする。 (2)「下請負人届予定表」（様式第１号）の提出について (ｱ)　対象工事

全て　の工事を対象とし、下請に付する予定の有無に関係なく提出をさせるものとする。 (ｲ)　提出時期 工事着手前に提出をさせるものとし、下請業者名が不明な場合は、下請予定の工種と着工予定時期を記入すること。 ただし、工事着手前に**全て**　の施工体制台帳が提出される場合は、本表の提出は不要である。 (3)「施工体制台帳の写し」（様式第２号）及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の写し」（様式第３号）（以下「施工体系図の写し」という。）の提出について 下請契約を締結した場合には、その下請工事の着手前までに施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを提出させるものとする。**その際、元請業者に施工体制台帳作成要領（別記１）及び再下請負通知書作成要領（別記２）を示すものとする。** なお、施工体制台帳及び施工体系図の記載事項又は添付すべき書類に変更があるときも同様に提出をさせるものとする。 提出範囲は、次のとおりである。 (ｱ)　台帳 元請と 1 次下請間についてのもののみならず、2 次下請以下**全て**の下請間についても記載する。 (ｲ)　添付書類 ①　元請の技術者について、その資格及び元請との雇用関係を証する書類 **②　工事の作業員名簿（様式第４号の２）又はそれに代わる**	**すべて**の工事を対象とし、下請に付する予定の有無に関係なく提出をさせるものとする。 (ｲ)　提出時期 工事着手前に提出をさせるものとし、下請業者名が不明な場合は、下請予定の工種と着工予定時期を記入すること。 ただし、工事着手前に**すべて**の施工体制台帳が提出される場合は、本表の提出は不要である。 (3)「施工体制台帳の写し」（様式第２号）及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の写し」（様式第３号）（以下「施工体系図の写し」という。）の提出について 下請契約を締結した場合には、その下請工事の着手前までに施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを提出させるものとする。 なお、施工体制台帳及び施工体系図の記載事項又は添付すべき書類に変更があるときも同様に提出をさせるものとする。 提出範囲は、次のとおりである。 (ｱ)　台帳 元請と 1 次下請間についてのもののみならず、2 次下請以下**すべて**の下請間についても記載する。 (ｲ)　添付書類 ①　元請の技術者について、その資格及び元請との雇用関係を証する書類

もの **③**　２次下請以下**全て**の再下請通知書(様式第４号)の写し **④　再下請通知書に添付された作業員名簿（様式第４号の２）又はそれに代わるものの写し** **⑤**　１次下請以下**全て**の下請契約書の写し	**②**　２次下請以下**すべて**の再下請通知書(様式第４号)の写し **③**　１次下請以下**すべて**の下請契約書の写し
(施工体制の点検等) 2　契約担当者及び監督員は、工事契約の適正な履行を確保するため下請負工事がある場合は、施工体制台帳チェックリスト**（別紙３）**を作成し、施工体制の点検等を行い適切な指導を行う。	(施工体制の点検等) 2　契約担当者及び監督員は、工事契約の適正な履行を確保するため下請負工事がある場合は、施工体制台帳チェックリスト＿＿＿を作成し、施工体制の点検等を行い適切な指導を行う。
(工事現場等における施工体制の点検等) 3　工事担当課長は契約の適正な履行を確認するため、主任監督員を定め監督員の指導及び施工体制の点検を「工事現場等における施工体制の点検票」により行わせるものとする。(様式第５号) (1)点検対象工事は、請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事とし、施工中１回以上実施する。ただし、工事担当課長が必要と認めた場合はこの限りではない。 (2)低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領に規定する抜き打ち検査の対象工事は除く。 (3)施工体制の点検を行う者は、工事受注者に事前通告せずに工事現場等の施工体制の点検を実施するものとし、工事完成検査時に「工事現場等における施工体制の点検票」により工事検査者に報告するものとする。	(工事現場等における施工体制の点検等) 3　工事担当課長は契約の適正な履行を確認するため、主任監督員を定め監督員の指導及び施工体制の点検を「工事現場等における施工体制の点検票」により行わせるものとする。(様式第５号) (1)点検対象工事は、請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事とし、施工中１回以上実施する。ただし、工事担当課長が必要と認めた場合はこの限りではない。 (2)低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領に規定する抜き打ち検査の対象工事は除く。 (3)施工体制の点検を行う者は、工事受注者に事前通告せずに工事現場等の施工体制の点検を実施するものとし、工事完成検査時に「工事現場等における施工体制の点検票」により工事検査者に報告するものとする。

(4)点検を行う範囲は次のとおりとする。 (ｱ)　工事の施工体制の確認 (ｲ)　工事の安全管理の状況 (ｳ)　工事の品質管理の状況 (ｴ)　工事の工程管理の状況 (ｵ)　その他必要と認めるもの (5)施工体制の点検等の結果、改善が必要な場合は口頭により指摘するものとし、是正が必要な場合は文書により改善を指示するものとする。(様式第６号) 様式第１号　略 様式第２号　別紙 様式第３号　別紙 様式第４号　別紙 様式第４号の２　別紙【新規】 様式第５号　略 様式第６号　略 別紙１　別紙 別紙２　別紙 別紙３　別紙（施工体制台帳チェックリストを「別紙３」とする） 別記１　別紙【新規】 別記２　別紙【新規】	(4)点検を行う範囲は次のとおりとする。 (ｱ)　工事の施工体制の確認 (ｲ)　工事の安全管理の状況 (ｳ)　工事の品質管理の状況 (ｴ)　工事の工程管理の状況 (ｵ)　その他必要と認めるもの (5)施工体制の点検等の結果、改善が必要な場合は口頭により指摘するものとし、是正が必要な場合は文書により改善を指示するものとする。(様式第６号) 様式第１号　略 様式第２号　別紙 様式第３号　別紙 様式第４号　別紙 様式第５号　略 様式第６号　略 別紙１　別紙 別紙２　別紙 別紙（施工体制台帳チェックリスト）

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。